第３章　許可の手続き

３－１　手続き等一覧

那覇市における盛土規制法の許可の手続きは以下のとおりです。

表 3-1　手続き等一覧

時期	事項	根拠	内容	手続き時期	対象						手引き
					12①	15①	15②	21①	21③	21④	
申請等の手続き前	土地所有者等の同意	法第 12 条第 4 項	土地所有者等全員の同意	許可申請前	●	●					4-2
	住民への周知	法第 11 条	周辺地域の住民に対し工事内容を周知	許可申請前	●	●					4-3
	事前相談	－	必要に応じ手続き前の事前相談	許可申請等前	必要に応じて						3-4
	証明書の発行	省令第 88 条、細則第 19 条	適合証明等の発行	許可申請等前							3-5
工事着手前	許可	法第 12 条第 1 項、細則第 4 条	宅地造成又は土石の堆積を行う場合の許可申請	工事着手前	●						3-8
	協議	法第 15 条第 1 項、細則第 7 条	宅地造成又は土石の堆積を行う場合の協議	工事着手前		●					3-8 準用
	取下げ届	市細則第 20 条	許可申請又は変更許可申請を取り下げる場合の届出	速やかに	●	●			●		3-11
着手時	標識の掲出	法第 49 条	見やすい場所に標識を掲出	工事着手前	●	●	●				3-12
工事着手後	工事着手届	市細則第 8 条	工事着手した場合の届出	速やかに	●	●	●				3-13
	許可工事の中止・再開・廃止届	市細則第 9 条	許可に係る計画を休止、再開、廃止する場合の届出	速やかに	●	●	●				3-14
	変更の許可	法第 16 条第 1 項、細則第 10 条、第 12 条	許可に係る工事の計画を変更しようとする場合の変更許可申請	変更に係る工事の着手前	●	●					3-15-1
	軽微な変更届	法第 16 条第 2 項、細則第 11 条	許可に係る計画を軽微に変更した場合の届出	軽微な変更をしたとき	●	●					3-15-2
	中間検査	法第 18 条第 1 項	法第 12 条許可を受けた場合、隠ぺい部分に排水施設を設置する工事を終えたときの検査申請	特定工程に係る工事を終えた日から 4 日以内	●	●	●				3-16-1
	定期報告	法第 19 条第 1 項、細則第 14 条	法第 12 条許可を受けた場合、3 カ月ごとに状況の報告	許可を受けた日又は前回の報告を行った日から 30 日以内	●	●	●				3-16-5
工事完了後	完了検査申請（一部完了検査申請も含む）	法第 17 条第 1 項、細則第 13 条	宅地造成又は特定盛土等の許可に係る工事を完了したときの検査申請	工事が完了した日から 4 日以内	●	●					3-16-2、3-16-3
	完了の確認申請	法第 17 条第 4 項	土石の堆積の許可に係る工事を完了したときの確認申請	土石の堆積の除却が完了した日から 4 日以内	●	●					3-16-2
その他手続き	宅地造成又特定盛土等に関する工事（土石の堆積）の届出	法第 21 条第 1 項、市細則第 15 条第 1 項	規制区域指定日以降も継続して工事を行っているものの届出	規制区域指定の日から 21 日以内				●			3-17
	擁壁等に関する工事の届出	法第 21 条第 3 項、市細則第 15 条第 3 項	擁壁等を除却する工事の届出	工事着手する日の 14 日前まで					●		3-18-1
	公共施設用地の転用の届出	法第 21 条第 4 項	公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合の届出	転用した日から 14 日以内						●	3-18-2
	届出工事の完了届	細則第 18 条	届出工事に係る工事が完了しときの届出	速やかに				●	●		3-18-3

※「12①」は「法第 12 条第 1 項」の略表記

3－2　許可・届出等の提出先

那覇市における許可・届出等の提出先は建築指導課になります。

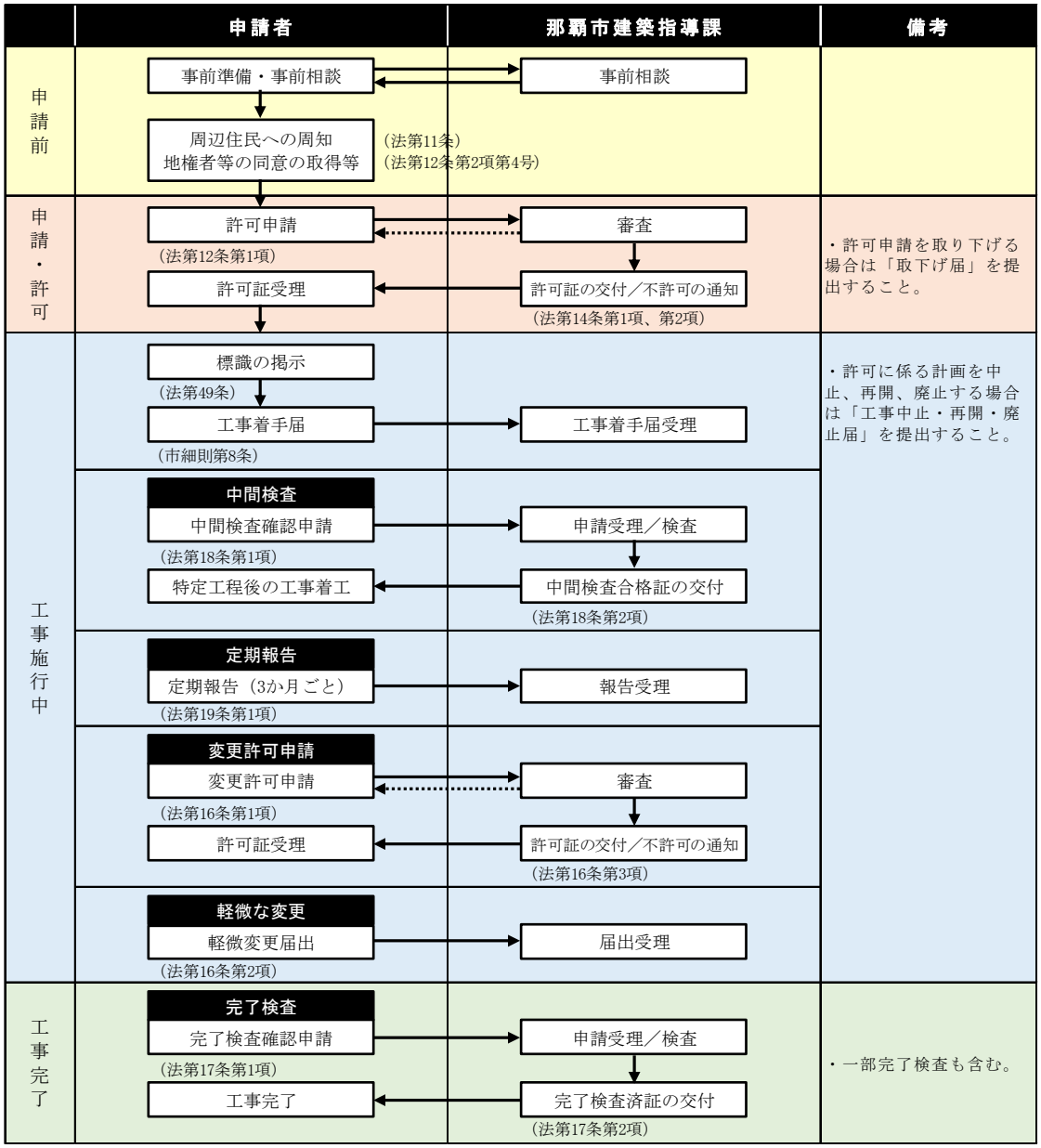
なお、申請書及び添付書類等に記載された個人情報は、盛土規制法の運用を目的として、関係機関（関係法令の所管部局等）への情報提供及び許可情報の公表に利用します。

3－3　許可申請に係る手続きの流れ

許可申請等に関する標準的な手続きについては、フローのとおりです。各種手続き内容等に関する確認や相談は建築指導課で対応します。

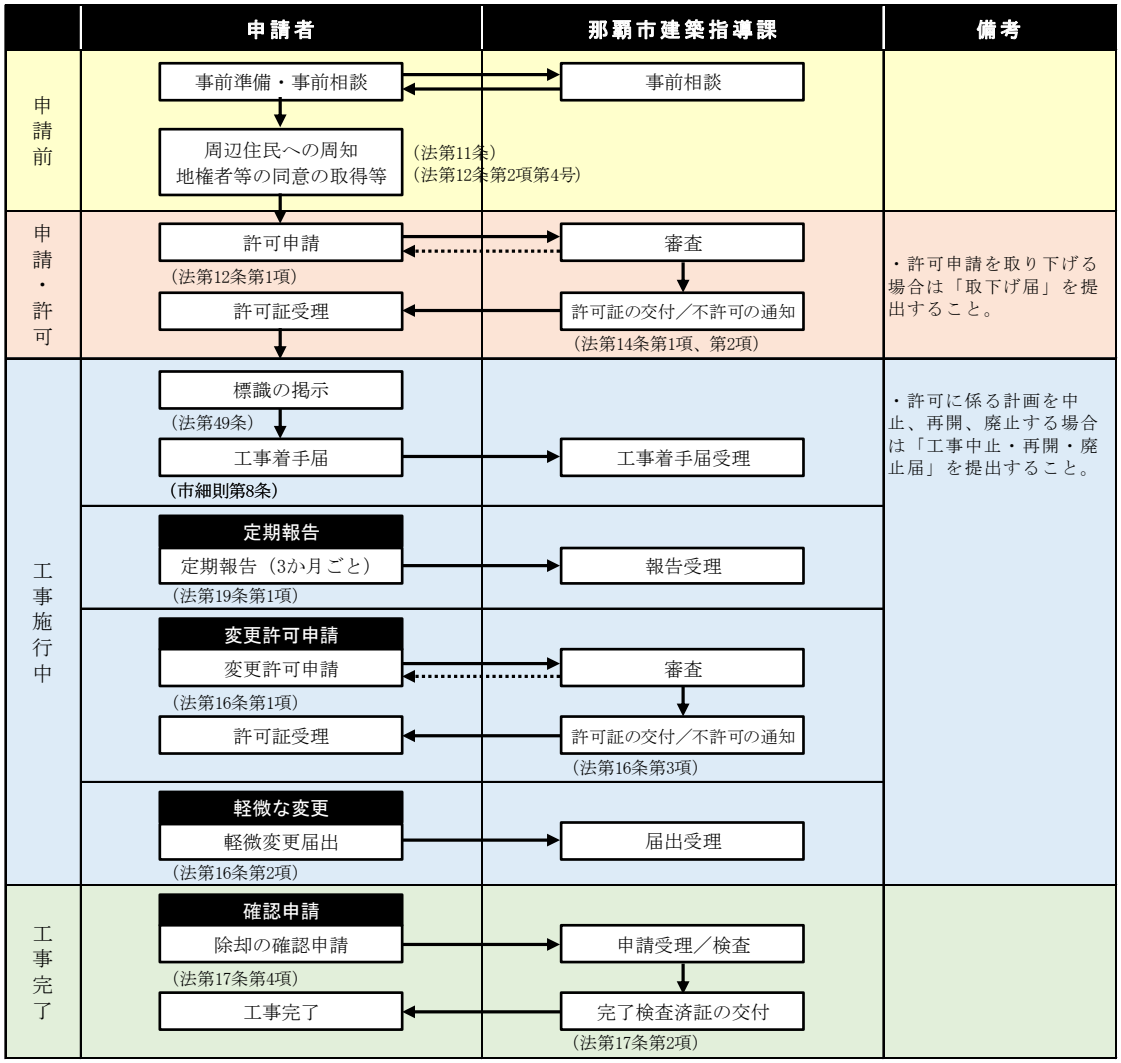
3－3－1　「土地の形質の変更（盛土・切土）」手続きフロー

図 3-1　土地の形質の変更（盛土・切土）に係る手続きフロー



３－３－２　「土石の堆積」手続きフロー

図 3-2　土石の堆積に係る手続きフロー



３－４　事前相談

許可申請等においては、手続きの要否や手続き内容について円滑に進めるため、原則として事前相談を行うものとします。

１．相談方法

窓口での相談となります。窓口の混雑緩和及び相談の円滑化のため、事前に電話での予約をお願いします。

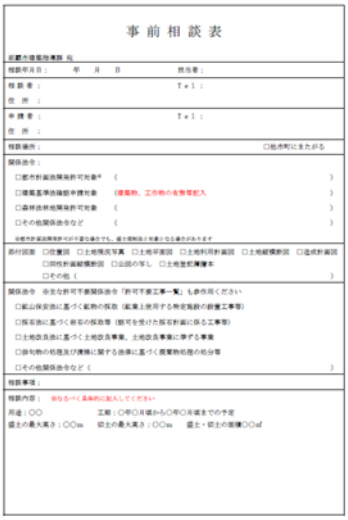
なお、事前に予約されている方の対応を優先しますので、予約されない場合は対応できないことや長時間お待ちいただく可能性があります。

2．相談窓口

事前相談に関する窓口	電話番号	住所
那覇市 まちなみ共創部 建築指導課 指導グループ	098-951-3244	沖縄県那覇市泉崎 1-1-1 本庁舎 9 階

3．事前相談に必要な資料

事前相談の際は、別紙の事前相談表（参考様式）に必要事項を記入し、説明に必要な資料（図面・写真等）と合わせて相談窓口へ持参してください。


事前相談表


盛土規制法許可不要工事一覧

3－5　証明書の発行（省令第 88 条、市細則第 19 条）

建築基準法では、建築確認に際し、盛土規制法等に適合することを確認する旨が規定されています。これを背景とし、建築確認を求めるものに対し、証明書を発行する事務が定められています。建築確認申請先に適合証明書（細則第 19 条）を提示することで、建築確認が円滑に進む可能性があります。

なお、本証明書は、法に適合する場合（政令や省令で許可不要と位置付けられている場合等）に交付するものであり、単に政令に定める規模等の要件を満たさず盛土等の定義から外れる場合には、交付の対象となりません。

具体的な交付対象と必要な添付書類は次表のとおりです。

表 3-2　適合証明書交付申請に要する添付書類

政令第 5 条関係	
関係条項	添付書類
一号（鉱山保安法関係） 二号（鉱業法関係） 三号（採石法関係） 四号（砂利採取法関係）	各号に定める工事に該当することを証する書類
省令第 8 条関係	
関係条項	添付書類
一号（土地改良法関係） 二号（火薬類取締法関係） 三号（家畜伝染病予防法関係） 四号（廃棄物処理法関係）	各号に定める工事に該当することを証する書類

	五号（土壌汚染対策防止法関係） 六号（放射性物質汚染対策特措法関係） 七号（森林作業道等を整備する工事）	
	九号（宅地造成又は特定盛土等に関する工事のうち、高さが 2m 以下で、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 50cm を超えないもの）	・現況写真 ・位置図 ・地形図 ・土地の平面図 ・土地の断面図
	十号　イ及びロ（土石の堆積を行う土地の面積が 300 ㎡を超えないもの又は土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が 50ｃｍを超えないもの）	・現況写真 ・位置図 ・地形図 ・土地の平面図 ・土地の断面図
	十号　ハ（工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該土地に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの）	・主となる本体工事の施工範囲・工事期間が読み取れる工事施工計画書その他の書類 ・現況写真 ・位置図 ・地形図

３－５－１　建築確認申請に係る盛土規制法に適合していることの証明方法

建築基準法施行令第 9 条第 9 号では、建築基準関係規定として盛土規制法の規定（法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項）が定められており、建築確認申請時に法への適合を証明する必要があります。建築確認申請の際には、申請先の審査機関と協議の上、次表の(1)～(4)の方法をご活用ください。

表 3-3　法に適合していることの証明方法

No.	証明方法	概要	証明内容	摘要
(1)	許可証の写し	申請された工事が法に定める基準に適合していると認めた場合に、市長が申請者に交付する書面。	許可を受けたこと	
(2)	許可に係る公表情報	市がホームページで公表する許可に係る情報（工事主の氏名や土地の所在地など）。	許可を受けたこと	
(3)	省令第88条の規定に基づく証明書	法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面。 許可を受けた証明のほか、政令第 5 条に定める「災害の発生のおそれがないと認められる工事※」に該当すること（許可不要）及び軽微な変更に該当すること（許可不要）を証明する。 ※詳しくは「盛土規制法許可申請等の手引き p.3-17」をご確認ください。	許可を受けたこと又は政令第 5 条により許可が不要であること	【請求方法】 要綱様式第 27 号（細則 19 条）により、建築指導課へ請求
(4)	盛土規制法の許可の要否に係る自己申告シート	「自己申告シート」により明らかに許可が不要な場合に、建築指導課に事前相談を行わず、建築主等が自ら許可が不要であることを示す書面。	許可が不要であること	

表 3-4　自己申告シート

参考様式４　　【建築確認申請用】自己申告シート令和8年10月１日版

那覇市盛土規制法の許可・届出の要否に係る自己申告シート（法12条許可、法21条1項届出関係）

作成日：　　年　月　日

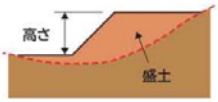
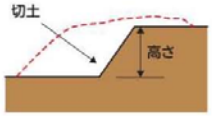
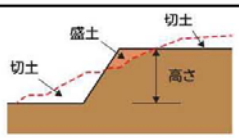
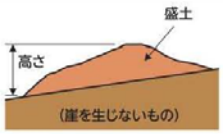
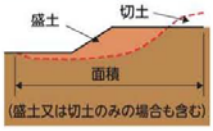
建築主事・確認審査機関　宛て

下記のとおり宅地造成等に関する工事について申告します。この書類の記載事項は、事実に相違ありません。

建築主	住所		氏名	
申請地	地名地番			
作成者	設計事務所名		作成者名	

※本シートは明らかに許可が不要な場合に利用するものではありますが、確認審査機関から許可不要の証明書を求められる場合があります。
※盛土規制法の許可に関する規定は、建築基準関係規定になっているため、建築物の設計者の責任において許可対象となる宅地造成等の有無を確認し、建築確認申請書に本シートを添付していください。
※盛土規制法の許可対象となる宅地造成等がない場合、建築物の設計者の責任において、建築確認申請書および建築計画概要書の配置図に、「盛土規制法の許可対象となる宅地造成等の工事無し」の旨を記載してください。
※確認済証交付後、現場で行われる宅地造成等が、この記載と異なり、盛土規制法における許可が必要であることが明らかになった場合、設計者等は速やかに那覇市建築指導課と調整の上、建築確認申請先にご連絡ください。

規制区域	■宅地造成等工事規制区域（宅造区域） □那覇市外の区域にまたがる ※那覇市と那覇市外の区域にまたがる場合は、那覇市建築指導課にご相談ください。

チェック項目		宅地造成の内容		要否判断基準 法12条許可	要否判断基準 21条1項届出法	チェック欄	
①	盛土又は切土の高さ ※崖が生じるもの	最大の盛土の高さ		宅造区域 1m超	1m超	□あり	□なし
②		最大の切土の高さ				□あり	□なし
③		同時に行う盛土及び切土の高さ（①②に該当しないもの）		宅造区域 2m超	2m超	□あり	□なし
④		盛土の高さ（①③に該当しないもの）				□あり	□なし
⑤		盛土又は切土をする土地の合計面積（①～④に該当しないもの）※盛土又は切土をする部分が標高差50cm以下である場合は除く		宅造区域 500㎡超	500㎡超	□あり	□なし

※「崖」とは、地表面が水平面に対して30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。
※整地・地均し、基礎工事のための掘削・埋め戻し等は該当しません。

1つ以上「あり」に該当する場合

全て「なし」に該当する場合

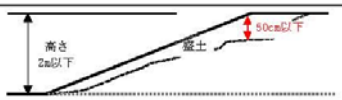
【申告欄】

建築確認申請に係る上記申請地における盛土規制法の許可・届出手続きの要否について、下記の通り申告します。

許可・届出が不要な場合	□	令和8年度9月30日以前に造成が済んだ既存盛土に該当しますので、**手続きは不要**。
	□	令和8年度10月1日以降に許可に該当する造成工事はありませんので、**手続きは不要**。
許可・届出が必要な場合	□	今回、造成行為を行う予定（又は、造成済み）であり、1項目以上「あり」に該当しますので、**盛土規制法第12条の許可証の写しを確認申請書に添付**する。
	□	現在、造成行為中（又は、造成済み）であり、1項目以上「あり」に該当しますので、**盛土規制法第21条1項届出（受領印あり）の写しを添付**する。
造成等はあるが許可・届出が不要な場合	□	現在、造成行為中（又は、造成済み）であり、1項目以上「あり」に該当しますが、**都市計画法第29条1項、2項の許可を受けている造成行為のため、盛土規制法の許可は不要**です。
	□	現在、造成行為中（又は、造成済み）であり、1項目以上「あり」に該当しますが、参考様式5「**盛土規制法許可不要工事一覧（　　）**」**のため、盛土規制法の許可は不要**です。

表 3-5　盛土規制法許可不要工事一覧

参考様式５

□ 以下の公共用施設用地に該当する→**「適用除外」**	
法第２条	□道路、□公園、□河川
	□砂防設備、□地すべり防止施設、□海岸保全施設、□津波防護施設、□港湾施設、□漁港施設、□飛行場、□航空保安施設、□鉄道、□軌道、□索道、□無軌条電車の用に供する施設
	国又は地方公共団体が管理する□学校、□運動場、□墓地
規則第１条	□雨水貯留浸透施設、□農業用ため池、 □防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第２条第２項に規定する防衛施設
	国又は地方公共団体が管理する□緑地、□広場、□廃棄物処理施設、□水道、□下水道、 □営農飲雑用水施設、□水産飲雑用水施設、□農業集落排水施設、□漁業集落排水施設、 □林地荒廃防止施設、□急傾斜地崩壊防止施設
□ 以下の宅地造成に伴う災害の発生のおそれがないと求められる工事等に該当する→**「許可不要」**	
政令第５条	□**鉱山保安法**第 13 条第１項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第 36 条、第 39 条第１項若しくは第 48 条第１項若しくは第２項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
	□**鉱業法**第 63 条第１項の規定による届出をし、又は同法第２項（同法第 87 条において準用する場合を含む。）若しくは同法第 63 条の２第１項若しくは第２項の規定による許可を受けた者（同法第 63 条の３の規定により同法第 63 条の２第１項又は第２項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は許可に係る施業案の実施に係る工事
	□**採石法**第 33 条若しくは第 33 条の５第１項の規定による許可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第 33 条の 13 若しくは第 33 条の 17 の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
	□**砂利採取法**第 16 条若しくは第 20 条第１項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第 23 条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
省令第８条	□**土地改良法**第２条第２項に規定する土地改良事業。同法第 15 条第２項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事
	□**火薬取締法**第３条若しくは第 10 条第１項の許可を受け、若しくは同条第２項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第 12 条第１項の許可を受け、若しくは同条第２項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第 27 条第１項の認可を受けた者が行う当該許可に係る工事
	□**家畜伝染予防法**第 21 条第１項若しくは第４項（同法第 46 条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第 23 条第１項若しくは第３項（同法第 46 条第１項の規定に読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
	□**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**第７条第６項若しくは第 14 条第６項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第８条第１項、第９条第１項、第 15 条第１項若しくは第 15 条の２の６第１項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
	□**土壌汚染対策法**第 16 条第１項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第 22 条第１項若しくは第 23 条第１項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
	□**森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事**
	□**国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事** イ　地方住宅供給公社 ロ　土地開発公社 ハ　日本下水道事業団 ニ　独立行政法人鉄道施設・運輸施設整備支援機構 ホ　独立行政法人水資源機構 ヘ　独立行政法人都市再生機構
	□**宅地造成又は特定盛土等に関する工事**のうち、**高さが 2m以下**であって盛土又は切土をする前後の地盤面の**標高の差が 50ｃｍを超えない盛土又は切土**をするもの 
	次に掲げる土石の堆積に関する工事 □政令第４条第１項の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が 300 ㎡を超えないもの □政令第４条第１項の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が 50ｃｍを超えないもの □工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

3－6　手数料

以下に示す許可申請等については、那覇市手数料条例に基づき手数料の納付が必要となります。

表 3-6　許可申請手数料及び中間検査申請手数料

面積	盛土又は切土	土石の堆積	中間検査
500 ㎡以内	21,000 円	16,000 円	10,000 円
500 ㎡超、1,000 ㎡以内	32,000 円	18,000 円	11,000 円
1,000 ㎡超、2,000 ㎡以内	44,000 円	21,000 円	12,000 円
2,000 ㎡超、3,000 ㎡以内	62,000 円	24,000 円	13,000 円
3,000 ㎡超、5,000 ㎡以内	72,000 円	34,000 円	15,000 円
5,000 ㎡超、10,000 ㎡以内	96,000 円	37,000 円	16,000 円
10,000 ㎡超、20,000 ㎡以内	150,000 円	44,000 円	17,000 円
20,000 ㎡超、40,000 ㎡以内	228,000 円	58,000 円	18,000 円
40,000 ㎡超、70,000 ㎡以内	354,000 円	78,000 円	20,000 円
70,000 ㎡超、100,000 ㎡以内	498,000 円	114,000 円	26,000 円
100,000 ㎡超	642,000 円	138,000 円	27,000 円

表 3-7　変更許可申請手数料

変更許可申請 1 件につき、以下(1)から(3)を合算した金額

(1) 設計の変更	当初許可面積に応じた上表許可申請手数料額の 10 分の 1 の額
(2) 区域の編入	新たに編入する工事面積に応じた上表許可申請手数料額
(3) その他の変更	10,000 円

※1：盛土又は切土の場合、上記算定額が 642,000 円を超えるときは 642,000 円とします。

※2：土石の堆積の場合、上記算定額が 138,000 円を超えるときは 138,000 円とします。

表 3-8　書面等交付手数料

盛土規制法（省令第 88 条）に基づく証明書の交付	5,000 円

３－７　提出書類、提出部数（共通事項）

１．許可申請又は届出の提出書類

許可申請又は届出は、所定の様式に必要書類等を添付したものを提出することにより行います。官公庁等が発行する書類及び実務経験証明書については、取得から 3 か月以内のものを提出してください。

(1) A3 サイズを超える図面は、縦 26cm、横 17cm のサイズに折りたたみ、ファイル綴じで提出してください。

(2) 提出書類には、項目毎に見出し（インデックス）を付けてください。

(3) 全ての図面の右下に、設計者の記名を行ってください。

(4) 擁壁の構造計算書等の計算書には、表紙に設計者（作成者）の記名を行ってください。

※設計者と作成者が異なる場合は連名とし、設計者は必ず照査を行ってください。

(5) 盛土規制法調書の添付図面とするため、正本には A3 版の「土地の平面図」を添付してください。

(6) 許可申請書の作成に当たっては、「記載例と記入方法」を参照ください。

２．代理申請を行う場合

申請書の提出を申請者以外が行うときは、**委任状**（参考様式）が必要です。

３．提出部数

建築指導課に提出する許可･届出の申請書等の提出部数については下記のとおりとします。

(1) 許可申請等　正本 1 部＋副本 1 部

(2) 届出書等　正本 1 部

※正本に、定められた様式（登記事項証明書、同意書）の原本を添付する場合は、副本にその写しを添付することとします。

３－８　許可申請手続き（法第 12 条第 1 項）

規制区域内において行う土地の形質の変更又は土石の堆積に関する工事で一定規模を超えるものは、当該工事に着手する前に、あらかじめ市長の許可を受ける必要があります。

許可申請書を提出する際は、許可申請書（国省令様式第二又は第四）と合わせて、次の許可申請書類一覧チェックリストを添付することで、必要書類をご確認ください。

表 3-9　許可申請書類一覧チェックリスト（盛土・切土）1

※添付する図面を右欄にチェックし、添付漏れが無いか確認した上で申請書等に添えて本リストも提出すること。

略称	書類の種類	◎必須 ○該当あれば	明示すべき事項	備考	根拠法令	該当（☑）
申請書	宅地造成及び特定盛土等に関する許可申請書	◎	様式内の必要項目	省令別記様式第二	省令第 7 条第 1 項	□
委任状	委任状	○	委任する行為	（任意様式）		□
図面 1	位置図	◎	方位、道路及び目標となる地物	縮尺：1/10,000 以上	省令第 7 条第 1 項第 1 号	□
図面 2	地形図	◎	方位及び土地の境界線	縮尺：1/2,500 以上 ・2m の標高差を示す等高線		□
図面 3	土地の平面図	◎	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	縮尺：1/2,500 以上 ・断面図と照合できる記号 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合はその旨 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は申請書と照合できる番号		□
図面 4	土地の断面図	◎	盛土又は切土をする前後の地盤面	縮尺：1/2,500 以上 ・高低差の著しい箇所		□
図面 5	排水施設の平面図	◎	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	縮尺：1/500 以上		□
図面 6	崖の断面図	○	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が２以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	縮尺：1/50 以上 ・擁壁で覆われている崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない		□
図面 7	擁壁の断面図	○	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	縮尺：1/50 以上		□
図面 8	擁壁の背面図	○	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50 以上		□
図面 9	崖面崩壊防止施設の断面図	○	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50 以上		□
図面 10	崖面崩壊防止施設の背面図	○	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50 以上 ・水抜穴及び透水層に係る事項は、必要に応じて記載		□

表 3-10　許可申請書類一覧チェックリスト（盛土・切土）２

※添付する図面を右欄にチェックし、添付漏れが無いか確認した上で申請書等に添えて本リストも提出すること。

略称	書類の種類	◎必須 ○該当あれば	明示すべき事項	備考	根拠法令	該当（☑）
書類 1	擁壁の構造計算書	○	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載	（任意様式）	省令第７条第１項第２号	□
書類 2	盛土の安定計算書	○	渓流等において高さ15m超の盛土をするとき（政令第7条第2項第2号）に、土質試験等に基づく地盤の安定計算を記載	（任意様式）	省令第７条第１項第３号	□
書類 3	崖面の安定計算書	○	崖面を擁壁で覆わないとき（政令第8条第1項第1号ロ）に、土質試験等に基づく地盤の安定計算を記載	（任意様式）	省令第７条第１項第４号	□
書類 4	設計者資格	○	高さ5m超の擁壁又は面積1,500㎡超の盛土・切土における排水施設（政令21条各号）の設計者が資格（政令22条各号）を有する者であることを証する書類	要綱様式第４号※	省令第７条第１項第５号 細則第４条第１項第１号	□
書類 5	土地付近状況写真	◎	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	（任意様式）	省令第７条第１項第６号	□
書類 6	申請者の証明書類	◎	・申請者が個人の場合、住民票の写しや個人番号カード等により、氏名及び住所を証する書類 ・申請者が法人の場合、登記事項証明書、及び住民票の写しや個人番号カード等により、役員の氏名及び住所を証する書類	（任意様式）	省令第７条第１項第７・８号	□
書類 7	資金計画書	◎	工事主に当該工事を行うために必要な資力を示す資金計画書	省令別記様式第三	省令第７条第１項第９号	□
書類 8	土地所有者等の同意	◎	土地所有者等（法第12条第2項第4号）の全ての同意を得たことを証する書類	要綱様式第５号、第６号※	省令第７条第１項第10号 細則第４条第１項第１号	□
書類 9	周辺地域住民への周知	◎	土地の周辺地域の住民に対する説明会の開催等の工事内容の周知（法第11条）を証する書類	要綱様式第７号※	省令第７条第１項第11号 細則第４条第１項第１号	□
書類 10	自治体が規則で定める書類	○	都道府県等が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類	工事施行に係る地図	省令第７条第１項第12号 細則第４条第１項第１～８号	□
				工事施行区域内の登記事項証明書		□
				要綱様式第８号※ 工事主の資力及び信用に関する申告書		□
				要綱様式第９号※ 工事施行者の能力に関する申告書		□
				排水施設の設計図書		□
				土地の求積図		□
				擁壁の展開図		□
				その他市長が必要と認める書類		□

※がついているものについては各様式に記載されている添付書類もチェックすること

表 3-11　許可申請書類一覧チェックリスト（土石の堆積）1

※添付する図面を右欄にチェックし、添付漏れが無いか確認した上で申請書等に添えて本リストも提出すること。

略称	書類の種類	◎必須 ○該当あれば	明示すべき事項	備考	根拠法令	該当（☑）
申請書	土石の堆積に関する工事の許可申請書	◎	様式内の必要項目	省令別記様式第四	省令第７条第２項	□
委任状	委任状	○	委任する行為	（任意様式）		□
図面１	位置図	◎	方位、道路及び目標となる地物	縮尺：1/10,000 以上	省令第７条第２項第１号	□
図面２	地形図	◎	方位及び土地の境界線	縮尺：1/2,500 以上 ・2m の標高差を示す等高線		□
図面３	土地の平面図	◎	方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵等を設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	縮尺：1/500 以上 ・断面図と照合できる記号 ・植空地、雨水等の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置は申請書と照合できる番号		□
図面４	土地の断面図	◎	土石の堆積を行う土地の地盤面	縮尺：1/500 以上		□
図面５	堆積土石の崩壊を防止するための措置	○	土石の堆積を行う面(鋼板等を使用したものであって、勾配が1/10以下であるものに限る)を有する堅固な構造物を設置する措置等、堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置(省令第32条)の内容が、適切であることを証する書類	（任意様式）	省令第７条第２項第２号	□
図面６	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	○	次の①か②のいずれかの措置（省令第34条）の内容が、適切であることを証する書類 ①堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等（土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない）を設置すること ②次に掲げる全ての措置 ・堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等、堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置 ・堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積すること等、堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置	・（任意様式）	省令第７条第２項第３号	□

表 3-12　許可申請書類一覧チェックリスト（土石の堆積）２

※添付する図面を右欄にチェックし、添付漏れが無いか確認した上で申請書等に添えて本リストも提出すること。

略称	書類の種類	◎必須 ○該当あれば	明示すべき事項	備考	根拠法令	該当（☑）
書類１	土地付近状況写真	◎	土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	（任意様式）	省令第７条第２項第４号	□
書類２	申請者の証明書類	◎	・申請者が個人の場合、住民票の写しや個人番号カード等により、氏名及び住所を証する書類 ・申請者が法人の場合、登記事項証明書、及び住民票の写しや個人番号カード等により、役員の氏名及び住所を証する書類	（任意様式）	省令第７条第２項第５・６号	□
書類３	資金計画書	◎	工事主に当該工事を行うために必要な資力を示す資金計画書	省令別記様式第五	省令第７条第２項第７号	□
書類４	土地所有者等の同意	◎	土地所有者等(法12条2項4号）の全ての同意を得たことを証する書類	要綱様式第５号、第６号※	省令第７条第２項第８号 細則第４条第１項第１号	□
書類５	周辺地域住民への周知	◎	土地の周辺地域の住民に対する説明会の開催等の工事内容の周知(法第11条)を証する書類	要綱様式第７号※	省令第７条第２項第９号 細則第４条第１項第１号	□
書類６	自治体が規則で定める書類	○	都道府県等が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類	工事施行に係る地図	省令第７条第２項第10号 細則第４条第１項第１～８号	□
				工事施行区域内の登記事項証明書		□
				要綱様式第８号※ 工事主の資力及び信用に関する申告書		□
				要綱様式第９号※ 工事施行者の能力に関する申告書		□
				排水施設の設計図書		□
				土地の求積図		□
				擁壁の展開図		□
				その他市長が必要と認める書類		□

※がついているものについては各様式に記載されている添付書類もチェックすること

３－９　許可又は不許可の通知（法第 14 条）

盛土規制法に基づく許可が必要な工事については、許可証が交付されるまで工事に着手することはできません。

審査の結果、許可申請の内容が法で定める基準に適合しているときは、許可証を交付します。許可に当たり、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付す場合がありますので、当該条件を遵守して工事を行ってください。

不許可の場合は、その理由を明示した上で書面により通知します。

３－１０　許可情報の公表（法第 12 条第 4 項）

地域の住民が盛土等を認識しやすい環境を整備することを目的として、許可工事に関する工事主の氏名、土地の所在地、許可年月日及び許可番号、その他省令で定められた事項を那覇市ホームページで公表します。

【公表事項】（省令第 10 条）
(1) 工事主の氏名又は名称
(2) 工事施行者の氏名又は名称
(3) 工事が施行される土地の位置図
(4) 工事の許可年月日及び許可番号
(5) 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
(6) 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
(7) 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
(8) 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
(9) 擁壁の設計上の積載荷重
(10) 工事完了後の土地利用
(11) 崖面崩壊防止施設の設置有無
(12) 変更許可の有無

３－１１　許可の取下げ（市細則第 17 条）

許可（法第 12 条）又は変更許可（法第 16 条第 1 項）の申請を手続きの途中で取り下げたい場合は、速やかに許可の取下げ届（要綱様式 28 号）を届け出てください。

３－１２　標識の掲示（法第 49 条）

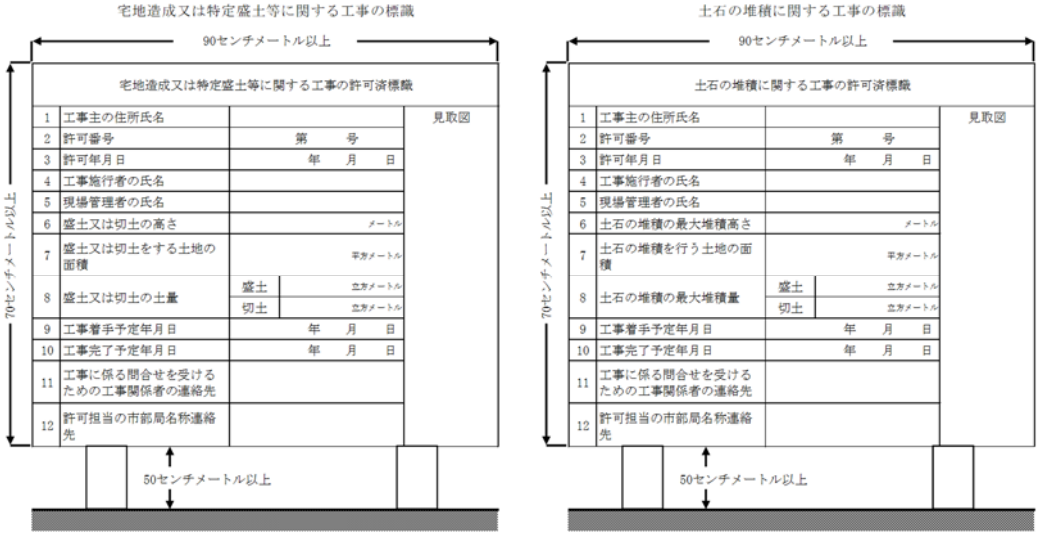
盛土等に係る許可を受けた工事主は、工事に着手した日から完了する日までの間、許可に係る土地の公衆の見やすい場所に、工事主の氏名又は名称その他の省令で定める事項を記載した標識（国省令様式第二十三又は第二十四）を設置しなければなりません。

【標識に記載する事項】（省令第 87 条第 3 項）
(1) 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(2) 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
(3) 工事施行者の氏名又は名称
(4) 現場管理者の氏名又は名称
(5) 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
(6) 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
(7) 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
(8) 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
(9) 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
(10) 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
(11) 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

※「公衆の見やすい場所」とは

公衆の見やすい場所については、一般的には、工事区域又はその周辺の住民が通行する道路沿いの場所や他の建物等で見えなくなるおそれのない場所となります。

当該工事について、変更許可を受けた場合や許可標識の記載内容に変更が生じた時は、速やかに標識の内容を修正し、修正した状況が判別できる写真を建築指導課へ提出してください。



注意
※1：1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は 5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
※2：2、3、9 及び 10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

３－１３　工事着手届（市細則第８条）

工事主は、その工事に着手したときは、「工事着手届」（要綱様式第 14 号）に表 3-13 に掲げる書類を添えて、正本１部を速やかに建築指導課へ提出しなければなりません。

【解　説】

1.「工事着手届書」（要綱様式第 14 号）には、実際の工事期間を記入してください。（許可通知書の工事期間に合わせる必要はありません。）
2. 提出の際は、標識の設置位置が判別できる図面（土地の平面図に明示）と設置状況の写真を添付してください。なお、写真は設置場所が判別できる遠景と標識の内容が判別できる近景の少なくとも２枚以上撮影するようにしてください。

表 3-13　許可工事に着手したときの届出に必要な書類

No.	書類の種類	特記事項
1	工事着手届 （要綱様式第 14 号）	
2	標識の設置状況写真	・設置位置が判別できるように、周囲の風景の入った写真と標識に記入されている内容が判別できる近景写真を添付する。
3	工事工程表 （任意様式）	・工種毎に工事期間を明記する。
4	緊急時連絡体制表 （任意様式）	・工事主、工事施行者、設計者、委託を受けた者の緊急時連絡先を明記する。
5	防災計画書（1ha 以上） （任意様式）	・1ha 以上の盛土等については、防災計画を作成して提出すること。それ未満の規模の盛土等においても作成し、常に携帯しておくこと。

３－１４　許可工事の中止・再開・廃止届（市細則第９条）

３－１４－１　防災措置の実施

工事主は、許可工事を廃止又は中止しようとするときは、既に施行された工事によって災害が発生し、工事区域及びその周辺の住民に対し、被害を及ぼすことのないよう、必要な防災措置を講じなければなりません。

３－１４－２　許可工事の中止・再開

工事主は、許可工事を中止、又は中止した許可工事を再開する場合は、事前に建築指導課と協議の上、「工事中止・再開・廃止届」（要綱様式第 15 号）に表 3-14 に掲げる書類を添えて、正本１部を提出してください。

[運用基準]

1. 災害防止の観点から不安定な盛土等の状態での工事の中断等はできません。
2. 中止期間が延長となる場合は、別途建築指導課と協議を行ってください。

３－１４－３　許可工事の廃止

許可工事の廃止は、原則として工事着手前に限られます。工事着手後は、次の工事に該当する場合に限り廃止することができます。

【廃止を選択できる工事】
(1) 防災上の措置が終了しているもの
(2) 許可を取り直すために、手続き上廃止する場合

工事主は、許可工事を廃止しようとするときは、事前に建築指導課と協議の上、「工事中止・再開・廃止届」（要綱様式第 15 号）に表 3-14 に掲げる書類を添えて、正本 1 部を提出してください。

[運用基準]

1. 既に工事に着手しており、敷地の切土、盛土等を行っている場合、そのままの状態で工事を廃止することはできません。工事を廃止する場合、事前に建築指導課と必要な防災措置について協議し、了解を得た上で必要な手続きを行ってください。
2. 必要な防災工事が完了しない段階で、届出を行うことはできません。

表 3-14　許可工事を中止・再開・廃止するときの届出に必要な書類

No.	書類の種類	特記事項
1	工事中止・再開・廃止届（要綱様式第 15 号）	・廃止理由を詳細に記載する。
2	許可証（原本）	・許可通知書の原本は市へ返還する。なお、変更許可を受けている場合は、その原本も返還する。
3	緊急時連絡体制表（任意様式）	・工事主、工事施行者、設計者、委託を受けた者の緊急時連絡先を明記する。
4	図面関係	
	① 現況平面図	・廃止時の現場状況が判別できる平面図。 一部工事を施工した箇所はその部分を明記する。
	② 現況断面図	・廃止時の現場状況が判別できる縦横断面図等。 一部工事を施工した箇所はその部分を明記する。
	③ 防災措置平面図	・防災措置を行った箇所を明記する。
	④ 防災措置詳細図	・施した防災措置の内容を示した詳細図。 ・構造寸法等を明記する。
5	写真関係	
	① 着手前、廃止時の全景写真	・着工前の状況と廃止時の状況が比較できるように並べて添付する。
	② 施行箇所の施行写真	・既に施行した箇所の施行写真。
	③ 防災措置の施行写真	・防災措置を行った箇所の施行写真。

３－１５　許可の変更等（法第 16 条）

許可工事の工事主は、当該許可に係る工事の計画を変更しようとする場合、軽微な変更を除き、変更許可を受ける必要があります。

なお、変更の許可は、工事の許可に準じて、許可基準、許可の付帯条件、許可事項の公表が適用されるほか、許可後には、変更後の許可の内容への適合を確認するため、中間検査、定期の報告、完了検査等が必要となります。

３－１５－１　変更許可等が必要な事項（法第 16 条第 1 項、省令第 37 条）

次の事項を変更する場合は、変更許可を受けなければなりません。

(1) 工事区域の位置、区域及び規模
(2) 盛土等に関する工事、土石の堆積に関する工事の概要

工事の計画を変更する場合には、工事の変更許可申請書（国省令様式第七又は第八）とともに、工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類（当初許可申請の内容と変更許可申請の内容を比較できる書類）を添付して提出してください。

３－１５－２　変更届が必要な軽微な変更事項（法第 16 条第 2 項、省令第 38 条）

省令で定める軽微な変更をしようとするときは、変更許可申請ではなく、届出が必要となります。次の事項を変更する場合は、変更が必要であると明らかになった時点で、遅滞なく「軽微変更届」（要綱様式第 16 号）を提出しなければなりません。

(1) 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更（一般承継の場合）
(2) 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

３－１５－３　許可に基づく地位の承継

１．一般承継

許可を受けた工事主の相続人等の一般承継人は、被承継人の有していた許可に基づく地位を引き継ぎます。地位を承継したときは、軽微な変更として速やかに市長に届け出てください。

一般承継人に工事を相続する意思がなく、工事を廃止するときは、「工事の中止・再開・廃止届」（要綱様式第 15 号）を窓口に提出してください。この場合にも、一般承継人は工事の廃止に必要な防災上の措置を完了させてください。

２．特定承継

許可を受けた工事主から工事を施行する権利を取得した特定承継人は、一般承継人とは異なり、工事の許可を受けなければなりません。

３－１６　検査、定期報告

３－１６－１　中間検査（法第 18 条第 1 項）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事（表 3-15 に該当する規模のものに限る。）が特定工程を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、特定工程に係る工事を終えた日から 4 日以内（閉庁日を除く。）に、中間検査を申請しなければなりません。なお、土石の堆積に関する工事は中間検査の対象外です。

工事主は、当該工事の中間検査を申請しようとするときは、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書」（国省令様式第十三）に、表 3-16 に掲げる書類等を添付して正本 1 部を提出しなければなりません。

表 3-15　中間検査の受検を要する宅地造成又は特定盛土等の規模

No.	中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模（盛土又は切土）	根拠規定
①	盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが 2 メートルを超える崖を生ずることとなるもの	政令第 23 条第 1 号
②	切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが 5 メートルを超える崖を生ずることとなるもの	政令第 23 条第 2 号
③	盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが 5 メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（①又は②に該当するものを除く。）	政令第 23 条第 3 号
④	①又は③に該当しない盛土であって、高さが 5 メートルを超えるもの	政令第 23 条第 4 号
⑤	①～④に該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 平方メートルを超えるもの	政令第 23 条第 5 号

表 3-16　中間検査申請に必要な書類

No.	書類の種類	特記事項
1	中間検査申請書 （省令様式第十三）	
2	委任状 （任意様式）	・代理人が中間検査申請書の提出及び中間検査合格証の受領等を行う場合に、委任者、受任者（代理者）、委任事項及び作成日が記載された委任状の提出が必要です。ただし、既に中間検査申請の提出及び中間検査合格証の受領についても委任事項として記載されている委任状を提出している場合は、改めて提出する必要はありません。
3	土地の平面図	・縮尺 500 分の 1 以上のもの
4	施行写真	・工事の施行状況を確認することができる写真
5	その他市長が必要と認める図面等	

中間検査の対象となる特定工程及び特定工程後の工程は表 3-17 のとおりです。特定工程ごとに当該特定工程後の工程に係る工事は、当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、着手することができません。

表 3-17　特定工程及び特定工程後の工程

特定工程	特定工程後の工程
盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事（暗渠排水工が対象）	排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事

３－１６－２　完了検査等（法第 17 条）

１．宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査（法第 17 条第 1 項）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可を受けた工事主は、当該工事が完了したときは、工事が完了した日から 4 日以内（閉庁日を除く。）に、その工事が法第 13 条第 1 項の規定に適合しているかどうかについて、完了検査を申請しなければなりません。

工事主は、当該工事の完了検査を申請しようとするときは、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書」（国省令様式第九）に、表 3-18 に掲げる書類等を添付して正本 1 部を提出しなければなりません。

表 3-18　完了検査申請に必要な書類

No.	書類の種類	特記事項
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書（省令様式第九）	
2	委任状（任意様式）	・代理人が完了検査申請書の提出及び検査済証の受領等を行う場合に、委任者、受任者（代理者）、委任事項及び作成日が記載された委任状の提出が必要です。ただし、既に完了検査申請の提出及び検査済証の受領についても委任事項として記載されている委任状を提出している場合は、改めて提出する必要はありません。
3	土地の平面図	・縮尺 500 分の 1 以上のもの
4	施行写真	・工事の施行状況を確認することができる写真
5	その他市長が必要と認める図面等	

２．土石の堆積に関する工事完了の確認申請（法第 17 条第 4 項）

土石の堆積に関する工事の許可を受けた工事主は、当該工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）が完了したときは、工事が完了した日から 4 日以内（閉庁日を除く。）に、その工事が堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、確認を申請しなければなりません。

工事主は、当該工事の確認を申請しようとするときは、「土石の堆積に関する工事 の確認申請書」（国省令様式第十一）に、表 3-19 に掲げる書類等を添付して正本 1 部を提出しなければなりません。

表 3-19　土石の堆積に関する工事の確認申請に必要な書類

No.	書類の種類	特記事項
1	土石の堆積に関する工事の確認申請書 （省令様式第十一）	
2	委任状 （任意様式）	・代理人が確認申請書の提出及び確認済証の受領等を行う場合に、委任者、受任者（代理者）、委任事項及び作成日が記載された委任状の提出が必要です。ただし、既に確認申請の提出及び確認済証の受領についても委任事項として記載されている委任状を提出している場合は、改めて提出する必要はありません。
3	土地の平面図	・縮尺 500 分の 1 以上のもの
4	施行写真	・工事の施行状況を確認することができる写真
5	その他市長が必要と認める図面等	

３－１６－３　工事の一部完了検査の申請（市細則第 13 条）

市長は、許可工事の一部が完了した場合において、当該土地が独立して使用に供しうるものであり、かつ、土地の分割が災害の防止上支障がないと認められるときは、工事主の申請により、当該工事について一部完了の検査を行うことができます。

工事主は、一部完了の検査を申請しようとするときは、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部完了検査申請書」（要綱様式第 19 号）に、表 3-18 に掲げる完了部分を明示した書類等を添付して正本 1 部を提出しなければなりません。

３－１６－４　検査等受検の流れ

検査又は除却の確認（以下、「検査等」という。）受検の流れは以下のとおりです。

表 3-20　検査等の受検の流れ

検査日の調整	・検査等の申請に先立ち、担当者と日程調整を行ってください。
↓ 検査の申請	・検査等の対象となる工事が完了した日から 4 日以内（閉庁日を除く※1）に書面で検査等の申請を行ってください。
↓ 検査の受検	・あらかじめ指定された方法により、検査等を受けてください。 ・土地の形質変更に関する工事については、許可申請の内容と相違がある場合は不合格となります（※2）。
↓ 中間検査合格証・検査済証の交付	・検査合格又は除却の完了後、中間検査合格証、検査済証又は確認済証の交付を行います。

※1：工事が完了した当日を除いた 4 日目（当日を含むと 5 日間）が申請の期限となります。期限となる日が休日の場合には、その翌日を期限とみなします。（地方自治法第 4 条の 2 第 2 項）
※2：工事の計画を変更する場合には、あらかじめ変更許可を受けてください。

３－１６－５　定期報告（法第 19 条）

工事の規模が表 3-21 又は表 3-22 に該当する場合、工事の実施状況やその他省令で定める事項について、3 ヶ月ごとに報告が必要となります。

工事主は、定期報告を行うときには、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書」（要綱様式第 21 号）又は「土石の堆積に関する工事の定期報告書」（要綱様式第 22 号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければなりません。

なお、報告の時点における工事を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付してください。

表 3-21　定期報告を要する宅地造成又は特定盛土等の規模

No.	定期報告を要する宅地造成又は特定盛土等の規模（盛土又は切土）	根拠規定
①	盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが 2 メートルを超える崖を生ずることとなるもの	政令第 25 条、 政令第 23 条第 1 号
②	切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが 5 メートルを超える崖を生ずることとなるもの	政令第 25 条、 政令第 23 条第 2 号
③	盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが 5 メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（①又は②に該当するものを除く。）	政令第 25 条、 政令第 23 条第 3 号
④	①又は③に該当しない盛土であって、高さが 5 メートルを超えるもの	政令第 25 条、 政令第 23 条第 4 号
⑤	①～④に該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 平方メートルを超えるもの	政令第 25 条、 政令第 23 条第 5 号

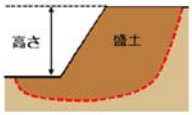
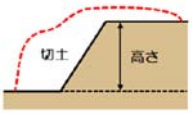
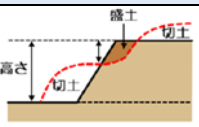
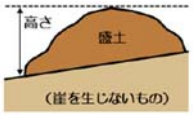
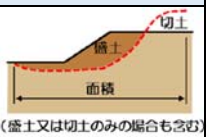
規模	①盛土で高さが 2m 超の崖が生ずるもの	②切土で高さが 5m 超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 5m 超の崖を生ずるもの（①②を除く）	④盛土で高さが 5m 超となるもの（①③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 ㎡超となるもの（①～④を除く）
イメージ					

表 3-22　定期報告を要する土石の堆積の規模

No.	定期報告を要する土石の堆積の規模	根拠規定
①	高さが 5 メートルを超える土石の堆積で、土地の面積が 1,500 平方メートルを超えるもの	政令第 25 条第 2 項第 1 号
②	①に該当しない土石の堆積で、土地の面積が 3,000 平方メートルを超えるもの	政令第 25 条第 2 項第 1 号

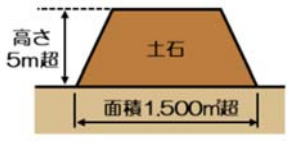
規模	①高さが 5m を超える土石の堆積で、土地の面積が 1,500 ㎡を超えるもの	②①に該当しない土石の堆積で、土地の面積が 3,000 ㎡を超えるもの
イメージ		

表 3-23　定期報告に必要な書類

No.	書類の種類	特記事項
1	定期報告書※ （要綱様式第 21 号、第 22 号）	【共通項目】 ・工事が施行される土地の所在地及び地番 ・工事の許可年月日及び許可番号 ・前回の報告年月日（2 回目以降） 【宅地造成又は特定盛土等】 ・報告の時点における盛土又は切土の高さ、面積、土量、擁壁等に関する工事の施行状況 【土石の堆積】 ・報告の時点における土石の堆積の高さ、面積、土量、前回報告時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量
2	委任状 （任意様式）	・代理人が定期報告書の提出等を行う場合に、委任者、受任者（代理者）、委任事項及び作成日が記載された委任状の提出が必要です。ただし、既に定期報告の提出についても委任事項として記載されている委任状を提出している場合は、改めて提出する必要はありません。
3	施行写真	・報告の時点における工事を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真
4	その他市長が必要と認める図面等	
※：「宅地造成又は特定盛土等に関する工事」は要綱様式第 21 号、「土石の堆積に関する工事」は要綱様式第 22 号を使用してください。		

表 3-24　定期報告の項目及び報告対象

定期報告項目		報告対象	着眼点
省令で規定する項目	盛土工事 切土工事	盛土又は切土の高さ	盛土又は切土の高さは、計画内容に応じ適切に施行されているか
		盛土又は切土の面積	盛土又は切土の面積は、計画内容に応じ適切に施行されているか
		盛土又は切土の量	盛土又は切土の量は、計画内容に応じ適切に施行されているか
	擁壁 排水施設 その他の施設	工事の施行状況	擁壁、排水施設、その他の施設は、計画内容に応じ適切に施行されているか

３－１６－６　検査・定期報告に当たっての留意事項

検査・定期報告は、工事の施行全般に対して効率的かつ確実に行い、その実施に当たっては、次の各事項に留意することが大切です。

(1) 工事主は、工事内容、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること。

(2) 検査に当たっては、工事の責任者等工事内容の説明できる者が立会を行うこと。

(3) 工事の途中において行う中間検査は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと。

(4) 検査・定期報告の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査・確認を受けること。

３－１７　区域指定時着手済工事の届出（法第 21 条第 1 項）

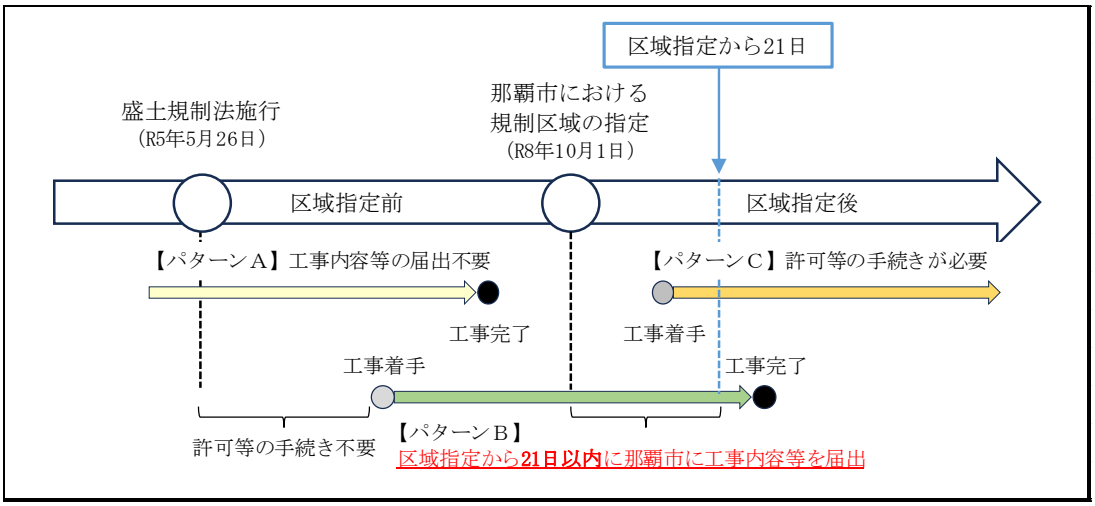
３－１７－１　着手済工事の届出の時期（法第 21 条第 1 項）

規制区域指定の際に既に行われている盛土等に関する許可届出対象となる工事は、盛土規制法第 21 条第 1 項に基づき、その指定があった日から 21 日以内（※那覇市では区域指定日が令和 8 年 10 月 1 日のため令和 8 年 10 月 22 日まで）に、市長に届出書を提出してください。提出先は建築指導課になります。

届出書の様式は「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書」（国省令様式第十五）又は「土石の堆積に関する工事の届出書」（国省令様式第十六）のとおりです。

届出書の作成に当たっては、記載例を参照ください。

図 3-3　手続きのイメージ



届出が受理された場合は、工事主の氏名又は名称、工事が施行される土地の所在地などが公表されます。なお、届出書及び添付書類に記載された個人情報は、盛土規制法の運用を目的として、関係機関（関係法令の所管部局等）への情報提供及び許可情報の公表に利用します。

３－１７－２　土地の形質の変更（盛土・切土）に係る着手済工事の届出

「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書」（国省令様式第十五）に、表 3-25 に示す書類等を添付して市長に提出してください。

表 3-25　土地の形質の変更（盛土・切土）に係る着手済工事の届出に必要な書類

No.	書類の種類	特記事項
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書 （国省令様式第十五）	
2	委任状 （任意様式）	・代理人が着手済工事の届出の提出等を行う場合に、委任者、受任者（代理者）、委任事項及び作成日が記載された委任状の提出が必要です。ただし、既に着手済工事の届出の提出についても委任事項として記載されている委任状を提出している場合は、改めて提出する必要はありません。
3	図面関係	
	① 位置図	・縮尺 1/10,000 以上のもの 【明示すべき事項】 ・方位 ・道路及び目標となる地物
	② 地形図	・縮尺 1/2,500 以上のもの ・等高線は、2m の標高差を示すものとすること 【明示すべき事項】 ・方位 ・土地の境界線
	③ 土地の平面図	・縮尺 1/500 以上のもの ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すこと ・「計画範囲」を表示すること 【明示すべき事項】 ・方位 ・土地の境界線 ・盛土又は切土をする土地の部分 ・崖 ・擁壁 ・崖面崩壊防止施設 ・排水施設 ・地滑り防止又はグラウンドアンカーその他の土留め位置

上表の図面のほか、「計画範囲」に関する根拠資料（他法令の許可証等）及び工事内容の確認に必要な書類・図面を合わせて添付してください。また、状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

なお、次の(1)から(5)に該当する規模の工事である場合は、盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況が分かる写真等を添付してください。

(1) 盛土をした土地の部分に高さが 2 メートルを超える崖を生ずることとなるもの
(2) 当該切土をした土地の部分に高さが 5 メートルを超える崖を生ずることとなるもの
(3) 同時にする盛土及び切土をした土地の部分に高さが 5 メートルを超える崖を生ずることとなるもの
(4) (1)又は(3)に該当しない盛土であって、高さが 5 メートルを超えるもの

(5) (1)から(4)のいずれにも該当しない盛土又は切土で、土地の面積が 3,000 平方メートルを超えるもの

３－１７－３　土石の堆積に係る着手済工事の届出

「土石の堆積に関する工事の届出書」（国省令様式第 16）に、表 3-26 に示す書類等を添付して提出してください。

表 3-26　土石の堆積に係る届出に必要な書類

No.	書類の種類	特記事項
1	土石の堆積に関する工事の届出書 （国省令様式第十六）	
2	委任状 （任意様式）	・代理人が着手済工事の届出の提出等を行う場合に、委任者、受任者（代理者）、委任事項及び作成日が記載された委任状の提出が必要です。ただし、既に着手済工事の届出の提出についても委任事項として記載されている委任状を提出している場合は、改めて提出する必要はありません。
3	図面関係	
	① 位置図	・縮尺 1/10,000 以上のもの 【明示すべき事項】 ・方位 ・道路及び目標となる地物
	② 地形図	・縮尺 1/2,500 以上のもの ・等高線は、2m の標高差を示すものとすること 【明示すべき事項】 ・方位 ・土地の境界線
	③ 土地の平面図	・縮尺 1/500 以上のもの ・「計画範囲」を表示すること 【明示すべき事項】 ・方位 ・土地の境界線 ・作業構台等 ・柵等の位置 ・排水施設 ・土砂の流出防止措置

表の図面の他、工事内容の確認に必要な書類・図面を合わせて添付してください。また、状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

なお、次の(1)又は(2)に該当する規模の工事である場合は、土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況が分かる写真等も添付してください。

(1) 高さが 5 メートルを超える土石の堆積で、その面積が 1,500 平方メートルを超えるもの

(2) (1)に該当しない土石の堆積で、その面積が 3,000 平方メートルを超えるもの

３－１７－４　着手済工事の計画範囲

着手済工事の届出に係る必要書類のうち、「土地の平面図」には、着手工事の計画範囲を明記してください。また、国省令様式第十五又は第十六の届出書のうち、「3 工事をしている土地の面積」欄は、当該計画範囲の面積を記入してください。なお、土地の形質の変更の場合、計画範囲は原則として次の(1)から(6)のいずれかの範囲内とします。

(1) 他法令で許認可又は届出された計画区域
(2) 環境影響評価書に示された対象事業実施区域
(3) 公共事業設計単価表に掲載されている残土処分場（受入可能量の範囲）
(4) 工事請負契約締結済みの工事における工事計画区域
(5) 地元説明等で既に周辺住民へ周知済みの計画区域
(6) 区域指定後 5 年以内に工事完了予定の計画区域

※ 届出に当たっては、上記範囲に関する根拠資料を添付してください。

３－１７－５　区域指定時着手済工事に関する情報の公表（法第 21 条第 2 項）

地域の住民が盛土等を認識しやすい環境を整備することを目的として、区域指定時着手済工事に関する情報を那覇市ホームページで公表します。

【添付する図面等】
(1) 工事主の氏名又は名称
(2) 工事施行者の氏名又は名称
(3) 工事が施行される土地の位置図
(4) 工事の届出年月日
(5) 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
(6) 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
(7) 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
(8) 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

３－１７－６　区域指定時着手済工事の届出に関する変更届（市細則第 16 条）

区域指定時着手済工事の届出書に係る事項を変更しようとする場合は、「宅地造成等に関する工事の届出の変更届」（要綱様式第 23 号）に、表 3-27 の書類等を添付して提出しなければなりません。

届出の範囲を超えて行われた盛土等については、規制区域指定後の盛土等として判断します。

表 3-27　区域指定時着手済工事の届出に関する変更届に必要な書類

当初届出工事	変更届出様式	添付図書
宅地造成等に関する届出工事（土地の形質の変更、土石の堆積）	宅地造成等に関する工事の届出の変更届（要綱様式第 23 号）	・宅地造成等工事の届出書に準ずる（変更に係る図書のみ） ・変更対照図

３－１７－７　区域指定時着手済工事の届出に関する完了届（市細則第 18 条）

区域指定時着手済工事が完了したときは、「届出工事の完了届」（要綱様式第 26 号）を提出する必要があります。届出に必要な書類等は「3－18－3 届出工事の完了届」参照してください。

３－１８　その他の届出

３－１８－１　擁壁等を除却する工事の届出（法第 21 条第 3 項）

規制区域内の土地において次の(1)から(3)のいずれかの工事を行う場合は、工事に着手する日の 14 日前までに「擁壁等に関する届出」（国省令様式第十七）を提出してください。なお、法第 12 条第 1 項若しくは法第 16 条第 1 項の許可を受け、又は同条第 2 項の規定による届出をしている場合は、届出書を提出する必要はありません。

(1) 高さが 2 メートル超の擁壁又は崖面崩壊防止施設の除却工事
(2) 地表水等を排除するための排水施設の除却工事
(3) 地滑り抑止ぐい等の除却工事

※ 上記の全部又は一部の除却工事が対象です。

【添付する図面等】
(1) 位置図
(2) 平面図
(3) 断面図

また、届出の内容に変更がある場合、「擁壁等に関する工事の変更届出」（要綱様式 24 号）を提出する必要があります。

【添付する図面等】
(1) 擁壁等に関する工事の届出書に準ずる（変更に係る図書のみ）

３－１８－２　公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出（法第 21 条第 4 項）

規制区域内の土地において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、転用した日から 14 日以内に、「公共施設用地の転用の届出書」（国省令様式第十八）を提出してください。なお、法第 12 条第 1 項若しくは法第 16 条第 1 項の許可を受け、又は同条第 2 項の規定による届出をしている場合は、届出書を提出する必要はありません。

【添付する図面等】
(1) 位置図

３－１８－３　届出工事の完了届（法第 21 条、第 40 条、市細則第 18 条）

法第 21 条第 1 項若しくは第 3 項、第 40 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事を完了したときは、速やかに「届出工事の完了届」（要綱様式第 26 号）を提出してください。

【添付する図面等】
(1) 土地の平面図（縮尺 500 分の 1 以上のもの）
(2) 工事の施行状況を確認することができる写真
(3) その他市長が必要と認める図面等

３－１９　標準処理期間

標準処理期間とは、申請が行政庁に到達してから行政庁が当該申請に対する処分を行うまでに、通常要する期間のことです。那覇市では標準処理期間を下表のとおり定めています。

なお、標準処理期間は、あくまで標準的な処理期間であり、申請内容等によっては、実際の処理日数が標準処理期間を超える場合もあります。

表 3-28　標準処理期間

許可等の種類	標準処理期間
宅地造成等に関する工事の許可	30 日
土石の堆積に関する工事の許可	14 日

※1：標準処理期間の日数は開庁日で計算し、土曜日、日曜日及び祝祭日等は含みません。
※2：適正な申請であっても、審査のために必要な資料等の提供等を求める場合、その応答があるまでの期間は含まれません。